

令和5年度第13回安全衛生大会記録

日時	令和5年11月13日(月) 14:00~16:30	場所	横浜情報文化センター 6階 情文ホール
----	---------------------------	----	------------------------

参加者：60名

事務局：山崎専務理事、大友、横山、林

1 開 会

主催者挨拶 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会

会 長 藤 枝 慎 治

安全衛生協議会議長 金 田 勝 俊

2 労働安全衛生標語の優秀作品表彰式

👑 最優秀賞

『安全を担保するには整理整頓、身だしなみ！』

株式会社タズミ 矢野 静賢 様の作品



優秀賞

『1年間、皆で目指す0災害』

中央カンセー株式会社 辻野 章 様の作品

『事故ゼロへ 正しい手順と確認を』

今日も笑顔で終わらしましょう！

株式会社カネダ 竹内 靖宜 様の作品

『慣れた作業 初心忘れず ゼロ災害』

株式会社ライズ 長島 健人 様の作品

3 講 演

(1) 『産業廃棄物処理業における労働災害発生の現状』



講師 神奈川県労働局労働基準部安全課 安全専門官 原田 朗功 氏  
 神奈川県の産業廃棄物処理業の労働災害は、令和に入りどうにか減少傾向となっている。

令和5年10月末における県内の産業廃棄物処理業の労働災害による死傷者数は、現在77件、昨年同期と比較してマイナス2件、昨年同期が79件で今年10月末で77件数を維持してどうにか乗り切っていただきたいというのが労働局からのお願いです。

ただし、全国で見た産業廃棄物処理業の労働災害における死亡者については、10月末現在、14件発生してるということになります。昨年は、13件でした。すでに昨年の件数を上回っている状況になっている。皆様方も十分気をつけていただきたい。資料を基に詳しく説明があった。

(2) 『職場の労働災害防止、安全衛生の向上に向けて』



講師 中央労働災害防止協会 技術支援部安全管理士 青木 奏 氏  
 安衛法第3条(事業者等の責務)で重要なのは、労働災害の防止のための最低基準と書いてあります。守って当然だと国は見ています。日本産業規格、標準、スタンダードなんて普通に言いますが、標準よりももっと厳しい最低基準。なぜ最低基準なのかというと、過去の歴史を元にいろんな規制を作ってきた。大変悲惨な事故が起きたら、それを規制しなければいけないということで、規制が積み重なってきたのが労働安全衛生法といわれています。これまでなかったような危険な事態が出てくると過去に起きた災害云々ではないので労働安全衛生法で対処しきれないことがある。これが1つ。もう1つ、例えば、高所作業という危険作業で2mを超えるところで作業させる場合には作業床を設けるか墜落制止用器具、ハーネス型が原則となっていますが、その墜落制止用器具を使って作業をさせなければいけない。その決まりが2m。それでは1m98cmだったら使わなくていいのでしょうか。なんて問題になってきますが、そこまで追いかけていけない。おおよそそれに近い高さであっても守ることは守らなきゃいけないという。これも最低基準という言葉に繋がってるんだと思います。労働基準法、安衛法の説明から災害事例まで、資料を基に詳しく説明があった。

4 閉 会 早船安全衛生協議会委員

備考